

審査支払事務の見直しに伴う  
国保連合会への請求について

平成30年3月

鳥取県国民健康保険団体連合会  
審査課 介護・障がい係



# 目次

## 1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

- 障害者総合支援法等における「審査」について … P. 1
- 国保連合会と市町村等の審査の範囲 … P. 2
- 国保連合会で実施する一次審査 ①② … P. 3～4

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

- サービス提供事業所への対応について(第一段階) … P. 5～6
- ①. 請求時の点検機能強化について … P. 7～10
- ②. 事業所台帳情報参照機能について … P. 11～15
- ③. 審査機能の強化 ④. 審査内容の拡充 … P. 16～20
- ⑤. 一次審査結果資料の作成 … P. 21～24

## 3. 今後の主なスケジュールについて

- 平成30年4月以降のスケジュールについて … P. 25
- 仮審査にかかる運用イメージ … P. 26

## 4. 請求取下げ依頼について

- 請求取下げ依頼手順 ①～③／④～⑥ … P. 27～28

## 5. 過誤処理について

- 過誤処理の流れについて … P. 29

## 6. その他 お問合せについて



**1. 障害福祉サービス等に係る  
給付費の審査支払事務の見直しについて**

# 1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

## 障害者総合支援法等における「審査」について

- 障害者総合支援法においては、障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査について、以下のとおり規定されている。

### 障害者総合支援法の関連条項【抄】

#### 障害者総合支援法

(介護給付費又は訓練等給付費)

#### 第二十九条

1～5 (略)

- 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託することができる。
- 8 (略)

- また、国保連合会において実施する「審査」については、厚生労働省から以下の定義が示された。

### 国保連合会における「審査」

国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。

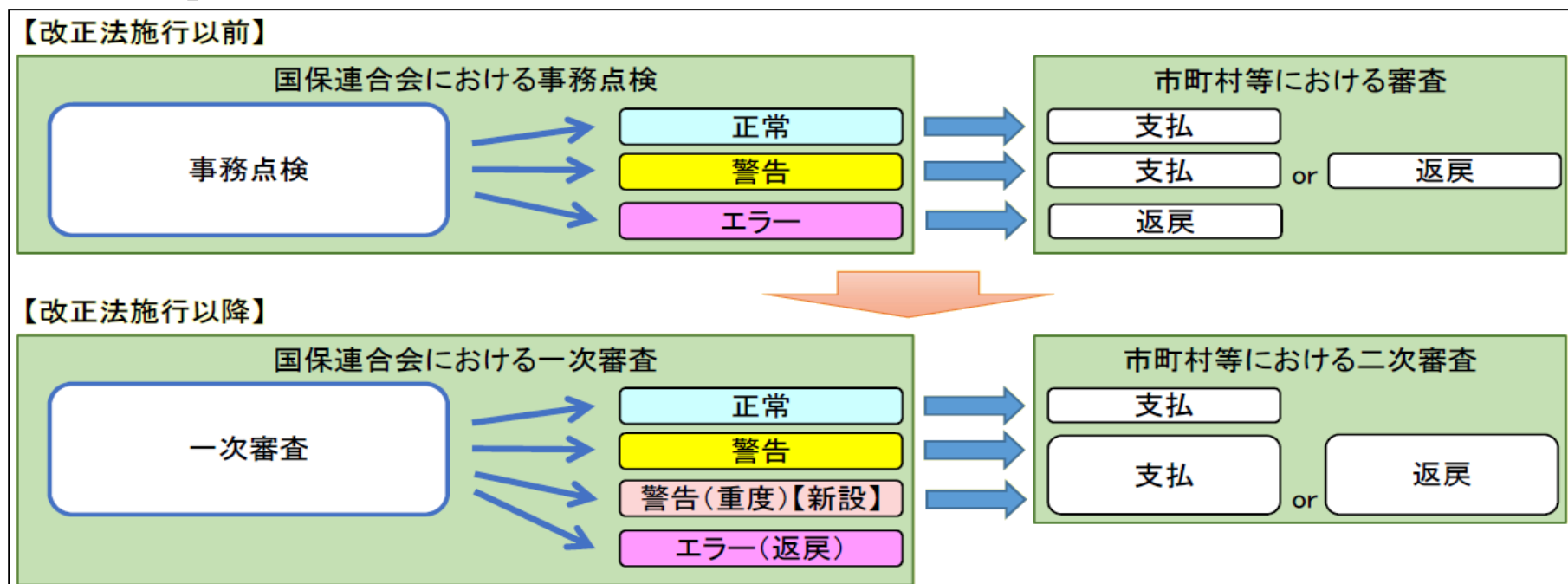
※障害保健福祉関係主管課長会議社会・援護局障害保健福祉部企画課／企画課監査指導室提出資料(平成28年3月8日)

# 1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

## 国保連合会と市町村等の審査の範囲

○国保連合会においては、障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、事業所台帳、受給者台帳を照らし合わせ一次審査を実施する。その結果、各種台帳情報と不整合であるもの及び報酬算定ルールに則していないものについて「エラー(返戻)」とする。

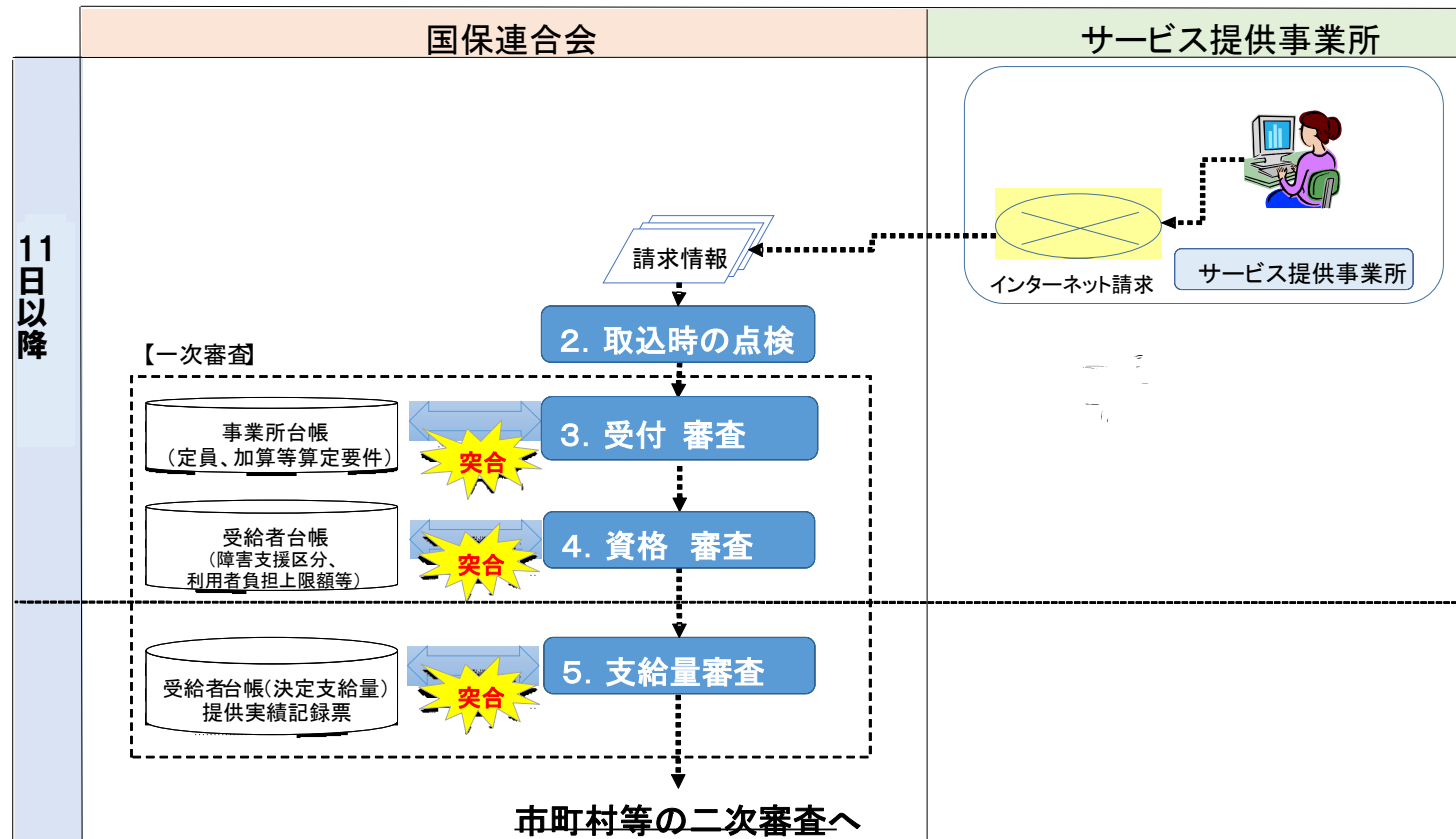
○市町村等においては、一次審査の結果、判断がつかないものについて「警告(重度)」、または「警告」として国保連合会から提供するので、二次審査において「支払」とするか「返戻」とするか判断等を行う。



# 1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

## 国保連合会で実施する一次審査 ①

- 受付審査 : 主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や算定ルールに基づいているか確認する。
- 資格審査 : 主に受給者台帳と突合し、支給決定の内容に基づいているか確認する。
- 支給量審査 : サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されているか確認する。また、サービス提供実績記録票と突合確認する。

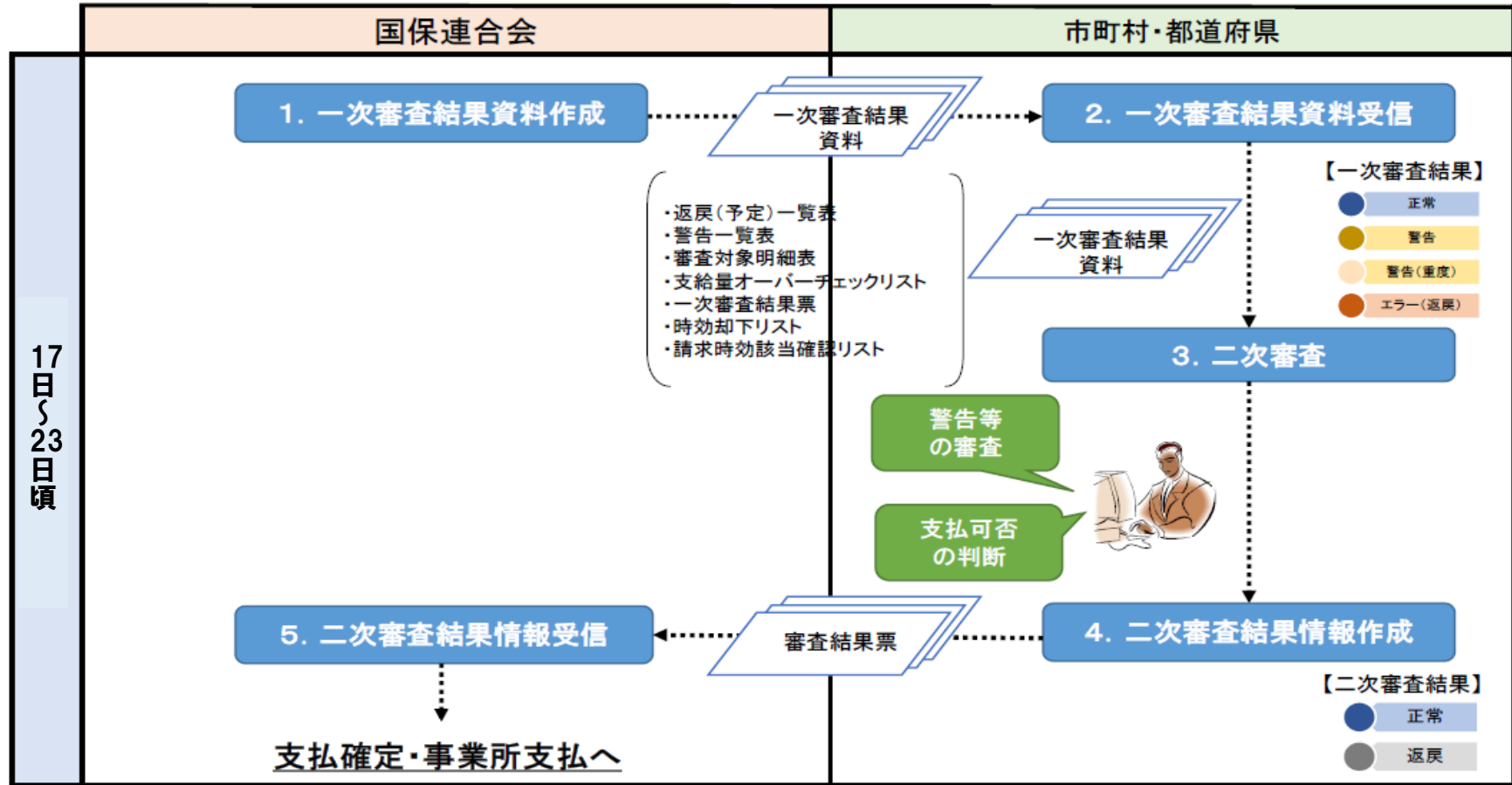




# 1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

## 国保連合会で実施する一次審査 ②

○市町村等では、国保連合会が送付する一次審査結果資料を基に二次審査を実施する。  
国保連合会の一次審査の結果、市町村等において特に確認が必要なものについては「警告(重度)」として「警告」と区分し出力するので、重点的に確認する。



このページは空白です。

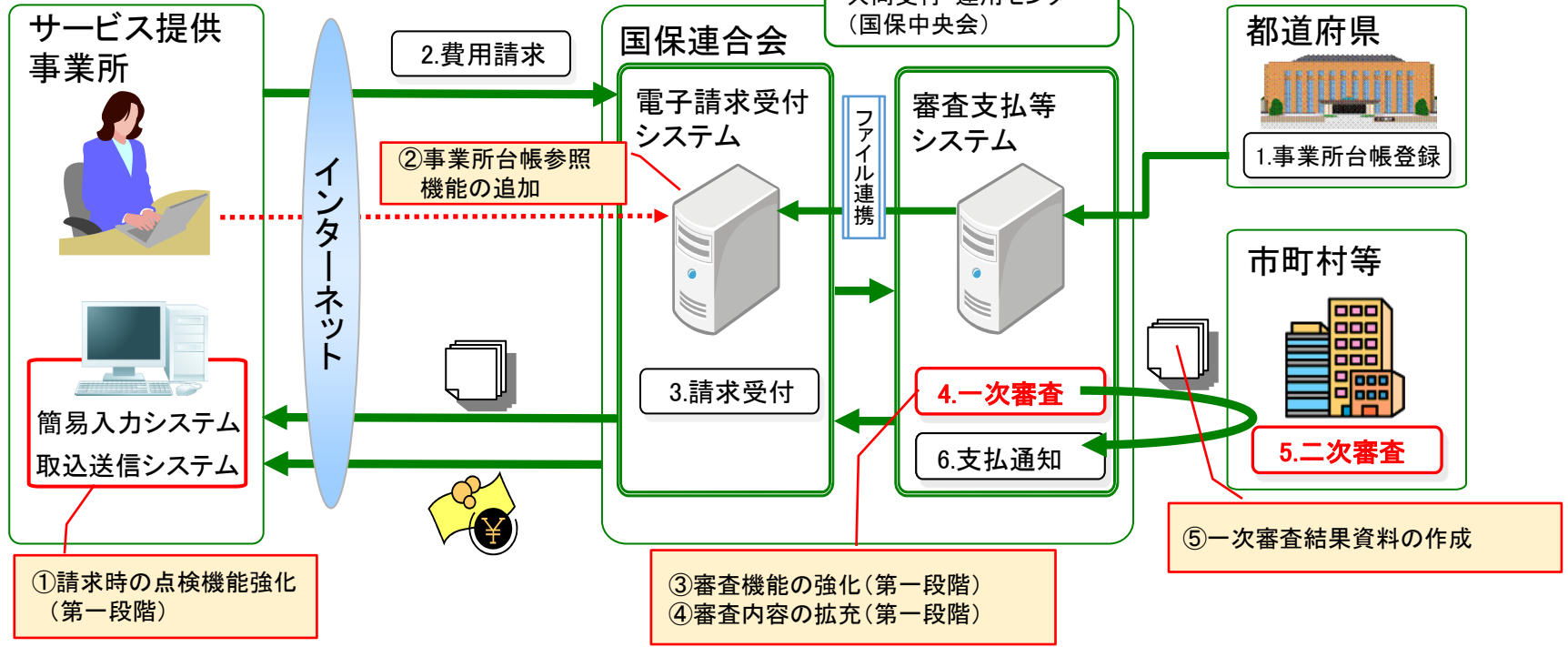
## **2. 審査支払事務の実施に向けた サービス提供事業所への対応について**

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### サービス提供事業所への対応について(第一段階)

○ 平成30年度からの審査支払事務の見直し(第一段階の実施)に向けては、以下の対応を行う。

#### システム対応



#### システム外対応



## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### サービス提供事業所への対応について(第一段階)

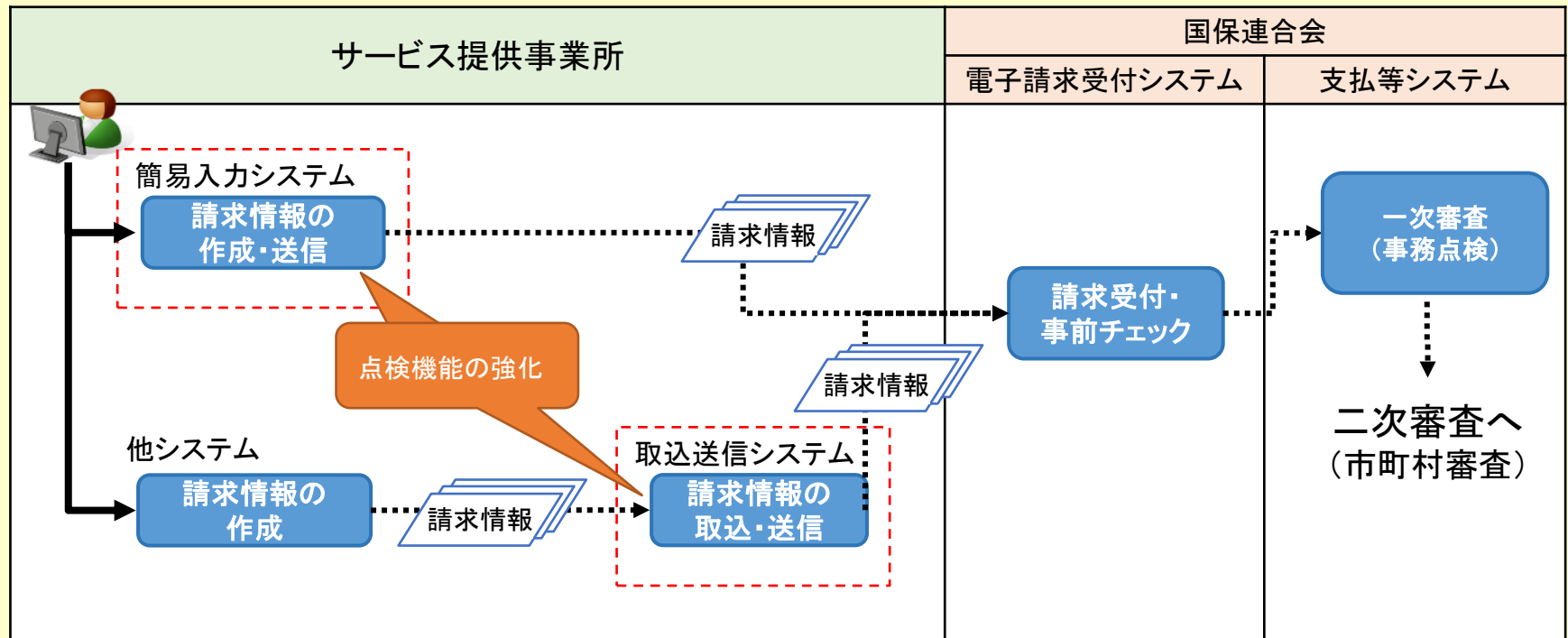
項目	対応内容
①. 請求時の点検機能強化 (第一段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易入力システムについて、以下の対応を行うことで点検機能を強化する。</li> <li>・請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。</li> <li>・入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能の対応範囲を拡充する。</li> <li>・国保連合会のシステムで新たに追加するチェックについて、対応可能な範囲で点検強化を行う。</li> <li>・取込送信システムについて、単位数表マスタとの突合チェックに係る点検機能を強化する。</li> </ul>
②. 事業所台帳参照機能の追加	<p>サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を電子請求受付システムから参照できるようにする。</p>
③. 審査機能の強化 (第一段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。</li> <li>・報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係するため、判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。</li> </ul>
④. 審査内容の拡充 (第一段階)	<p>これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。</p> <p>例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など</p>
⑤. 一次審査結果資料の作成	<p>現在の『点検処理結果票』を平成30年度より『一次審査処理結果票(事業所)』として変更。</p> <p>「警告」から「エラー」への移行により、前月までは「警告」として、支払が行われていた請求情報に対して移行後は支払が行われない可能性があるため、サービス提供事業所にて『一次審査処理結果票(事業所)』を利用して警告内容を確認できるようにする。</p>

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ①. 請求時の点検機能強化について

#### 《請求情報の作成・送信の流れ》

- サービス提供事業所は利用者へサービス提供した後、国保中央会が提供する簡易入力システム、または他システムを利用して請求情報を作成する。
- 簡易入力システムを利用する場合、請求情報の作成から国保連合会への送信までを行い、請求情報を作成する際に、請求内容の整合性や各種台帳情報との突合等の点検を実施している。
- 一方、他システムを利用する場合、国保連合会への送信については国保中央会が提供する取込送信システムを利用する必要があり、他システムで作成した請求情報を取込送信システムで取込む際に、最低限の点検を実施している。



## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ①. 請求時の点検機能強化について

#### 《簡易入力システムの点検機能強化》

- 研究会報告書の対応方針に基づき、国保連合会の支払等システムで実施している事務点検（一次審査）について、簡易入力システムにおける請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。（観点①及び観点③）
- また、簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報を基に請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。本機能の対応範囲を拡充することにより、整合性のとれた請求情報を作成するようにする。（観点②）

システム	観点	対応内容
簡易入力システム	①各様式の入力画面への点検の追加	国保連合会の支払等システムで実施している事務点検について、請求情報の入力画面での点検を追加する。
	②請求明細書自動作成機能の拡充	サービス提供実績記録票と請求明細書における算定回数の整合性チェックについて、請求明細書自動作成機能の対応範囲を拡充し、整合性のとれた請求情報が作成されるようにする。
	③請求情報作成時の点検の追加	国保連合会の支払等システムで実施している事務点検のうち、請求情報間を突合する点検や、請求した様式の重複チェックについて、請求情報作成時の点検を追加する。

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ①. 請求時の点検機能強化について

#### 《取込送信システムの点検機能強化》

○ 取込送信システムにおいて、「単位数表マスタとの突合チェック」について、以下のとおり対応を行う。

システム	点検種類	対応方針	対応内容等
取込送信システム	単位数表マスタとの突合チェック	① 支払等システムと同様の点検を追加	取込送信システムに単位数表マスタを追加し、支払等システムで実施している点検と同様の点検を追加する。
		② 支払等システムの点検内容を緩和して追加	支払等システムと同等の点検を行うために台帳情報の内容が必要となる点検について、台帳情報の内容が必要とされない範囲で点検を追加する。



## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ①. 請求時の点検機能強化について

#### 《一次審査におけるチェックの拡充・強化に伴う対応》

- 一次審査におけるチェックの拡充・強化に向け、国保連合会の審査支払等システムで「新たなチェックの追加」として検討している以下のチェックについて、簡易入力システムで、点検強化を行う。

システム	一次審査におけるチェックの拡充・強化の観点	対応内容								
簡易入力システム	①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所における各種報酬に対する算定要件チェックを強化するため、サービス提供実績記録票、請求明細書自動作成機能及び相談支援給付費請求書において、以下の対応を行う。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応方法</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供実績記録票の対応</td> <td>サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。</td> </tr> <tr> <td>請求明細書自動作成機能の対応</td> <td>簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。</td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費請求書の対応</td> <td>相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。</td> </tr> </tbody> </table>	対応方法	対応内容	サービス提供実績記録票の対応	サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。	請求明細書自動作成機能の対応	簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。	相談支援給付費請求書の対応	相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。
		対応方法	対応内容							
		サービス提供実績記録票の対応	サービス提供実績記録票に設定する各種加算の提供実績について、基準該当事業所において算定できない加算の実績が入力されていないことを点検する。							
請求明細書自動作成機能の対応	簡易入力システムでは、入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能を有している。この機能において、基準該当事業所の場合に算定できない報酬については、自動作成されないよう対応する。なお、事業所情報(基本情報)の内容に誤りがある場合、【基本情報入力内容確認画面】で警告表示を行う。									
相談支援給付費請求書の対応	相談支援給付費請求書について、基準該当事業所において算定できない報酬が入力されていないことを点検する。									
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	障害福祉サービス、障害児支援の各サービスの加算について、請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化を行うため、請求明細書の自動作成時、または請求明細書の入力時に回数に関する点検を追加する。 【点検内容】 ・回数が算定可能回数以下であるかの点検 ・加算の回数が基本報酬の回数以下であるかの点検 ・加算の回数が他の加算の回数以下であるかの点検									
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェックの強化を行うため、サービス提供実績記録票入力画面で点検を追加する。 【対象サービス】 居宅介護、同行援護、重度包括支援									

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

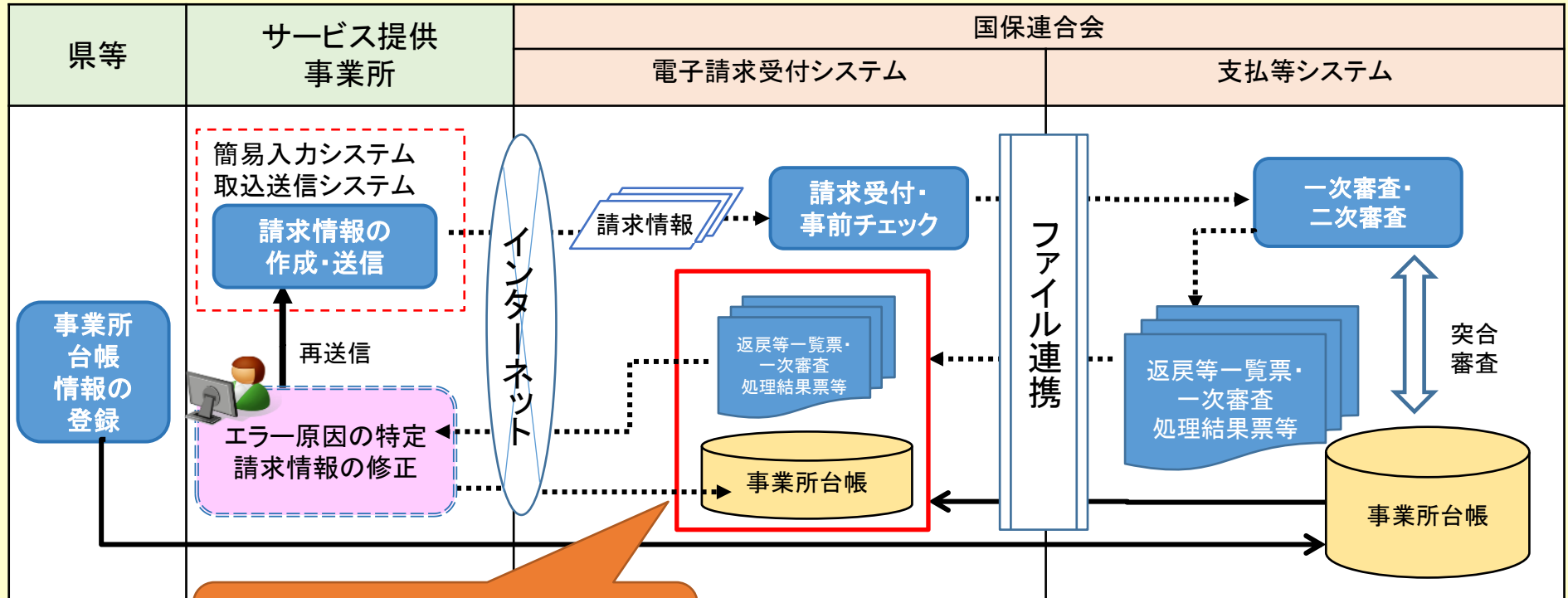
### ②. 事業所台帳情報参照機能について

#### 《事業所台帳情報参照の流れ》

サービス提供事業所にて請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、県等により作成され、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を電子請求受付システムより参照できるようにする。(自事業所分の台帳情報のみ)

サービス提供事業所は“返戻等一覧票”・“一次審査処理結果票”等の結果の確認の際に事業所台帳情報を参照することでエラー原因の特定が容易となる。

※事業所台帳情報は毎月1日～19日頃までは随時更新される可能性があるため、留意すること。



エラー内容と登録されている事業所台帳情報を併せて確認

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ②. 事業所台帳情報参照機能について

#### 《事業所台帳情報参照機能の概要》

- サービス提供事業所にて請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるように、電子請求受付システムに事業所台帳情報参照機能を追加する。
- 事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる画面を追加し、サービス提供事業所より国保連合会に登録されている自事業所分の事業所台帳情報(※1)を参照可能とする。

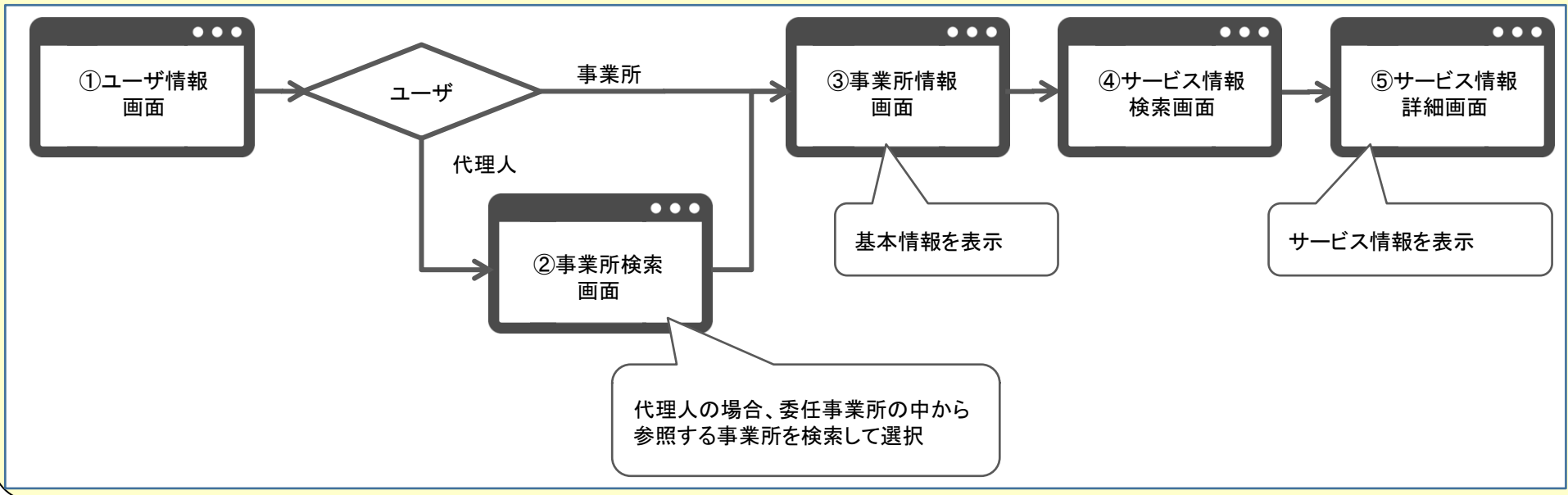
なお、代理人(※2)の場合は委任事業所について必要な情報を参照可能とする。

※1 事業所台帳情報、障害児施設台帳情報及び地域生活支援事業事業所台帳情報

※2 事業所は代理人へ請求業務を委任することが可能であり、その際、代理人は事業所から委任された請求業務について、国保連合会へ代理人申請を行うこととされている。

★ただし、事業所台帳は毎月1日～19日頃までは、随時変更される可能性があるため、留意が必要

- 事業所台帳情報参照機能における台帳情報の参照フローは、以下のとおり。



## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ②. 事業所台帳情報参照機能について

#### 《事業所台帳情報参照画面のイメージ》

○「①ユーザー情報」画面(事業所の場合)のイメージは以下のとおり。

メニューを選択し、【次へ】ボタンを押してください。

- 事業所情報参照**
  - 提供するサービス情報等の参照を行う場合には、こちらを選んでください。  
**※ 変更内容が反映されるまでに数日かかる場合があります。**
- パスワード変更**
  - パスワードの変更を行う場合には、こちらを選んでください。
- メールアドレス登録・変更**
  - メールアドレスの登録・変更を行う場合には、こちらを選んでください。

次へ

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ②. 事業所台帳情報参照機能について

#### 《事業所台帳情報参照画面のイメージ》

- 事業所の基本情報を参照できる「③事業所情報」画面(事業所の場合)のイメージは以下のとおり。

サービス情報の登録状況を確認するには、【サービス情報参照】ボタンを押してください。

事業所番号	1311111111	
事業所名	請求事業所A	
請求者	氏名カナ	ジギョウショ イチロウ
	氏名	事業所 一郎
	郵便番号	111-1111
	住所カナ	〇〇〇コクホシコクホマチ1-1-1
	住所	〇〇〇国保市国保町1-1-1
	電話番号	00-0000-0001
	FAX番号	00-0000-0002
代表者	氏名カナ	ダイヒョウ イチロウ
	氏名	代表 一郎
	役職名	代表取締役
法人等種別	社会福祉法人(社協以外)	
指定/基準該当等事業所区分	指定事業所	

戻る

サービス情報参照

事業所サービス情報の検索が可能

事業所台帳情報(基本情報)が表示されます

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ②. 事業所台帳情報参照機能について

#### 《事業所台帳情報参照画面のイメージ》

○ 事業所のサービス情報を参照できる「⑤サービス情報詳細画面」のイメージは以下のとおり。

サービス情報詳細			
更新日時 9999年99月99日 99時			
事業所番号	0149999999	登録市町村番号	010001:市町村名
事業所名	主たる事業所名称NNNNNNNNNNNNNNNN		
サービス種類	11:居宅介護		
サービス提供単位番号	000	登録市町村番号	010001:市町村名
有効期間	9999年99月99日 ~ 9999年99月99日	状態	-
以下のサービス情報が登録されています。			
サービス基本情報			
異動年月日	20160101	異動区分	新規
訂正年月日	20160201	訂正区分	修正
指定市町村番号	019999:市町村名	みなし指定の有無	無し
地域区分	一級地	事業実施区分	単独
事業開始年月日	2016年01月01日	事業休止年月日	-
事業廃止年月日	-	事業再開年月日	-
処理年月	2016年01月		
基準該当情報			
登録市町村番号	010001:市町村名	受領委任の有無	有り
登録開始年月日	2016年01月01日	登録終了年月日	2018年12月31日
中略			
NNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNNNN	NNNNNNNN
NNNNNNNNNN	NNNNNNNN	NNNNNNNNNN	NNNNNNNN
福祉・介護職員処遇改善情報			
加算の有無	有り	特別加算の有無	無し
キャリアパス区分	Ⅲ(定量的要件)	主たる事業所サービス種類1	居宅介護
主たる事業所サービス種類2	-	主たる事業所施設区分	介護サービス包括型
指定更新情報			
指定有効開始年月日	2016年01月01日	指定有効終了年月日	-
指定更新申請中区分	無し	効力停止開始年月日	-
効力停止終了年月日	-		

#### 更新日時

表示対象のサービス情報の電子請求受付システムへの連携日時を表示。

#### ヘッダ情報

表示対象の事業所等が明確になるよう、画面上部に事業所番号等を表示。

#### 訂正年月日

訂正による更新等を判断できるようにするため、訂正年月日を表示。

#### 処理年月

登録、または更新された年月を確認するための項目として、事業所台帳情報(サービス情報)の処理年月を表示。過去の請求を行う場合には、その年月時点における台帳情報の内容を確認することが可能。

#### 項目値の表示方針

サービス情報の項目値については、基本的に以下の方針で表示。

- ・日付 : yyyy年MM月dd日 / yyyy年MM月
- ・サービス種類 : コード + “:” + サービス種類名称
- ・その他コード値 : コード名称
- ・その他項目 : 値をそのまま表示  
※項目名や項目値が長い場合、自動的に改行。

また、サービス種類や事業所区分に応じて必要な項目を表示。

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ③. 審査機能の強化 ④. 審査内容の拡充

#### 《一次審査の実施に伴う対応について》

- ・ 国保連合会にて従来行ってきた、「事務点検」を「一次審査」に変更し、「市町村審査」を「二次審査」に変更。「一次審査」における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していない、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
- ・ よりきめ細かいチェックを行うため審査内容の拡充を行う。
- ・ 現在の「※警告」エラーの内、明らかにデータ間の不整合があるものを「エラー(返戻)」へ段階的に移行する。
- ・ 市町村等において特に重点的に確認が必要となる警告について、新たに「▲警告(重度)」として区分を追加する。

○効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会の一次審査において、新たに以下の対応を行う。

実施項目		国保連合会にて新たに実施する内容
審査内容の拡充	①チェック要件等の見直し	現在行っている事務点検について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直し等を行う。
	②新たなチェックの追加	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例：同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など
③「警告」から「エラー(返戻)」へ移行		事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
④「警告(重度)」の追加		報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ③. 審査機能の強化 ④. 審査内容の拡充

#### 《一次審査の実施におけるチェックの拡充・強化等に向けた対応スケジュール》


○ 一次審査の実施におけるチェックの拡充・強化等については、以下のとおり段階的に対応を行う。


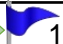



【①チェック要件等の見直し・②新たなチェックの追加・④「警告(重度)」の追加】

・ 第一段階(平成30年度上期)及び第二段階(平成30年度下期・平成31年度下期)に分けて、段階的に国保連合会審査支払等システムを変更する。

【③「警告」から「エラー」への移行】

- ・ 平成30年度の制度改正や報酬改定の影響を考慮し、警告からエラーへの移行については平成30年度下期を第一段階、平成31年度下期を第二段階として移行を行う。
- ・ 第一段階(平成30年度下期)にエラーへ移行するエラーコードについては、平成30年度上期からサービス提供事業所への周知を行うとともに、審査支払等システムにおいて、当該エラーコードが平成30年度下期にエラーへ移行することが分かるようにする。(当該エラーコードのエラーメッセージの文頭に★を付与する)
- ・ 第二段階(平成31年度下期)にエラーへ移行するエラーコードについては、平成31年度上期から上記対応を行う。
- ・ 第二段階にエラーへ移行するエラーコードは、審査支払等システムに登録されている台帳情報を使用するチェックにかかるエラーコードであるため、平成31年度下期までの期間において、県・市町村等で各種台帳情報の整備を行う。

 : 審査支払等システムの変更

No	時期	対応内容	平成30年度		平成31年度	
			上期	下期	上期	下期
1	第一段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加 「警告(重度)」の追加	 5月受付分(予定)			
2		「警告」から「エラー」への移行	事業所への周知 警告(★)	 11月受付分(予定)	エラー	
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加 「警告(重度)」の追加		 11月受付分(予定)		 11月受付分(予定)
4		「警告」から「エラー」への移行	各種台帳情報の整備		事業所への周知	 11月受付分(予定)
			警告(※)		警告(★)	



## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

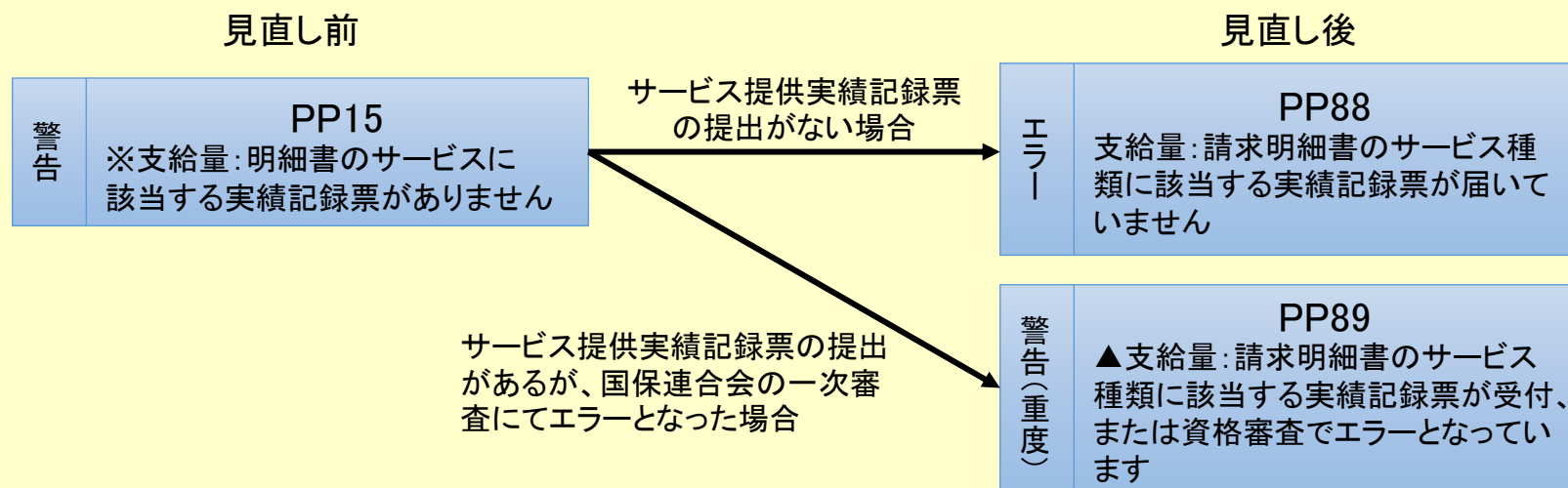
### i サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化

#### ③. 審査機能の強化 ④. 審査内容の拡充

##### 《見直し内容》

- サービス提供事業所から国保連合会へ提出する請求情報の内、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出状況に応じて、チェック要件を細分化する。
  - ・サービス提供実績記録票の提出がない場合 : エラー
  - ・サービス提供実績記録票の提出はあるが、一次審査(受付審査、または資格審査)にてエラーとなった場合 : 警告(重度)

##### 【対象コードの一例】



※1 チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する。

※2 エラーメッセージの文頭の記号の意味は、以下のとおり。

※:警告、▲:警告(重度)、★:警告(エラー移行対象)、記号無し:エラー

判定レベル	エラーコード エラーメッセージ
-------	--------------------

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

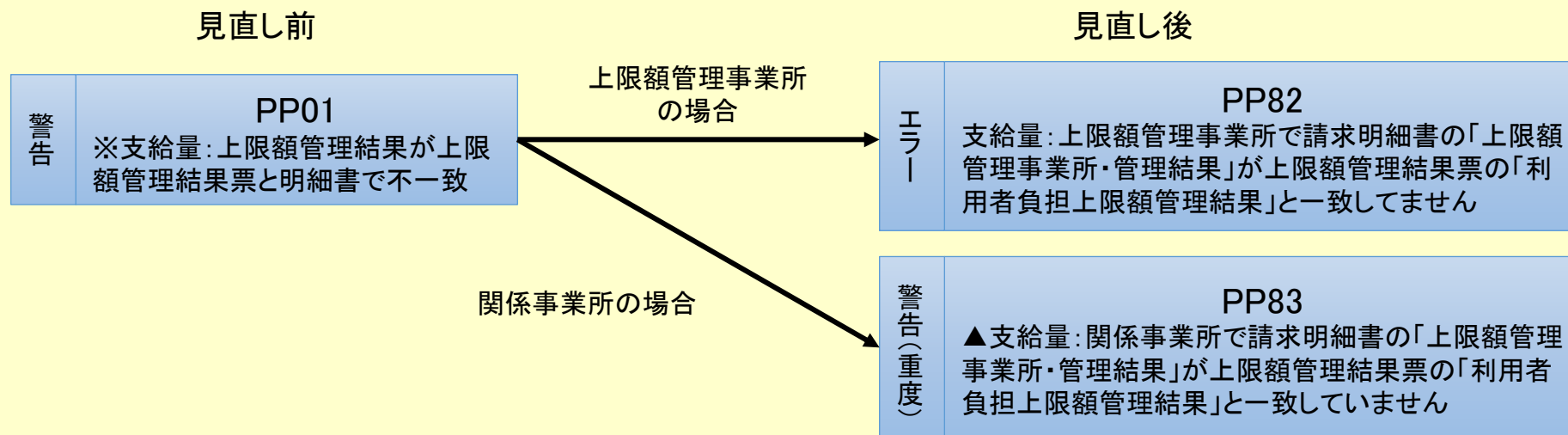
### ii 上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化

#### ③. 審査機能の強化 ④. 審査内容の拡充

##### 《見直し内容》

- 請求明細書と上限額管理結果票の突合チェックについて、上限額管理事業所と関係事業所でチェック要件を細分化する。
  - ・上限額管理事業所の場合 : エラー
  - ・関係事業所の場合 : 警告(重度)

##### 【対象コードの一例】



※1 チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する。

※2 エラーメッセージの文頭の記号の意味は、以下のとおり。

※: 警告、▲: 警告(重度)、★: 警告(エラー移行対象)、記号無し: エラー

判定レベル	エラーコード エラーメッセージ
-------	--------------------

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

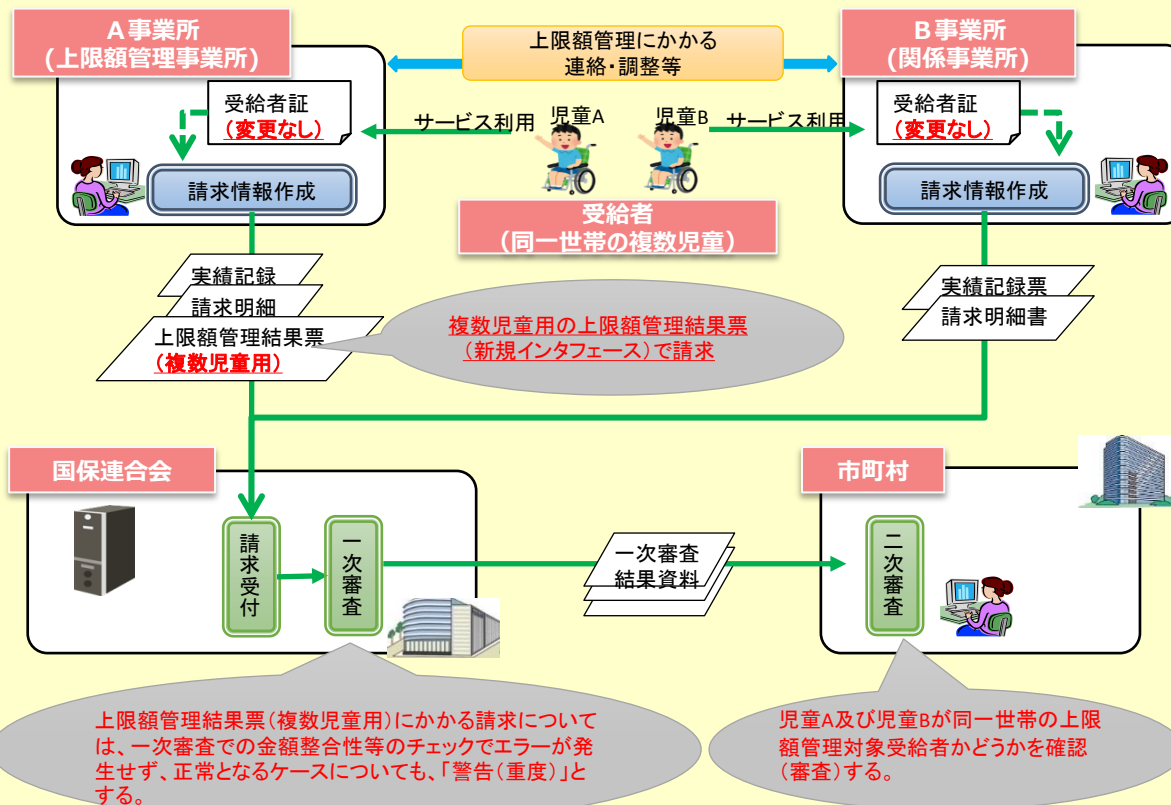
### 同一世帯における複数児童の上限額管理結果票の取扱いについて

(平成30年下期以降対応予定)

③. 審査機能の強化 ④. 審査内容の拡充

- 同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を国保連合会にて受付できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。
- 複数児童用の上限額管理結果票に関する請求様式(新規インターフェース)を追加する。ただし、既存(複数児童以外)の上限額管理結果票は、継続使用する。同一世帯における複数児童の上限額管理の運用イメージは、以下のとおり。

同一世帯における複数児童の上限額管理結果票と運用のイメージ



上限額管理結果票(複数児童用)にかかる請求については、一次審査での金額整合性等のチェックでエラーが発生せず、正常となるケースについても、「警告(重度)」とする。

児童A及び児童Bが同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかを確認(審査)する。

利用者負担上限額管理結果票 (複数児童用)

平成 30 年 4 月

市町村番号	991111	指定事業所番号	9910000011
受給者証番号	9900000001	事業所	
支給決定障害者等氏名	シムケウ シロウ	事業者及びその事業所の名称	
支給決定に係る障害児氏名	シムケウ シロウ		

利用者負担上限月額 9,300 債権作成区分 新規

利用者負担上限額管理結果 1

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。  
2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。

項目	1	2
事業所番号	9910000011	9910000012
受給者証番号	9900000001	9900000002
氏名カナ	シムケウ シロウ	シムケウ ハナコ
事業所名称	A事業所	B事業所
総費用額	100,000	0
利用者負担額	9,300	0
管理結果後利用者負担額	9,300	0

既存の利用者負担上限額管理結果票の様式に対して、「受給者証番号」、「氏名カナ」の項目を追加した様式レイアウトを想定。

項目		合計
事業所番号		
受給者証番号		
氏名カナ		
事業所名称		
総費用額		100,000
利用者負担額		9,300
管理結果後利用者負担額		9,300

上記内容について確認しました。  
平成 年 月 日

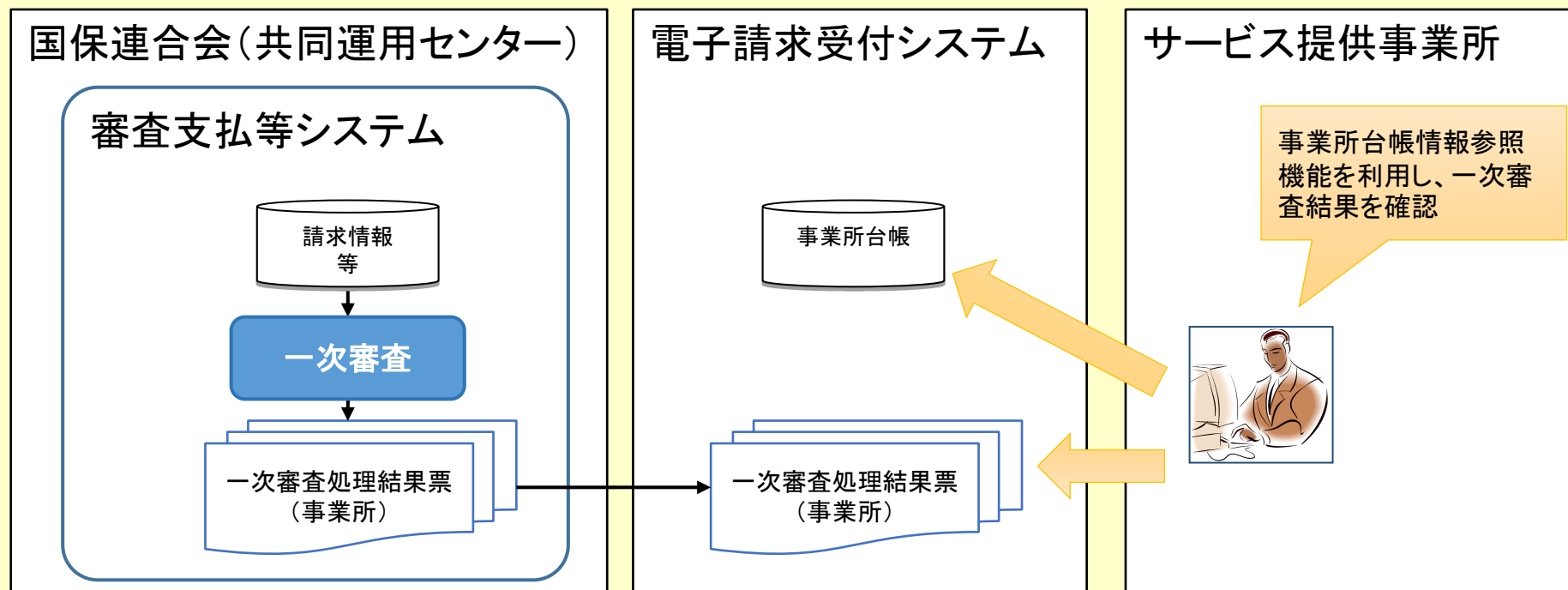
## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ⑤. 一次審査結果資料の作成

#### 《サービス提供事業所への「一次審査処理結果票(事業所)」の提供》

現在、国保連合会の事務点検で「警告」となった請求情報については、『点検処理結果票』を毎月末の支払額通知等と共にサービス提供事業所へ提供し、請求情報に対する警告の発生有無や発生した警告内容を把握いただいている。この『点検処理結果票』は、平成30年度より『一次審査処理結果票(事業所)』として内容等が変更される。

「警告」から「エラー」への移行により、前月までは「警告」として、支払が行われていた請求情報に対して、移行後は支払が行われなくなる可能性があるため『一次審査処理結果票(事業所)』を利用し、サービス提供事業所に警告内容の確認を実施いただく必要がある。



## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ⑤. 一次審査結果資料の作成

#### 《一次審査処理結果票(事業所)(旧:点検処理結果票(事業所))》

- ①帳票の目的 : サービス提供事業所に提供し、審査で発生したエラー等の確認に使用
- ②主な見直し内容

No	変更概要	変更内容
1	帳票タイトルの変更	一次審査の結果を出力する場合「一次審査処理結果票」とする。
2	改ページ単位情報のヘッダ部への移動	改ページ単位となる情報をヘッダ部へ移動する。
3	見出しの変更	請求情報の種類に応じて見出しを変更する。(変更内容は審査エラーリストと同様)
4	様式名称の出力	様式について、コード値から名称の出力に変更する。
5	サービス種類コード等の追加	エラー箇所のサービス種類コード、または様式種別番号の先頭2文字を出力する。
6	補足の追加	「項目値」に出力する内容がコード値である場合、コード値に対応する名称を出力する。 なお、名称が16文字を超える場合、16文字目を「…」とし、以降の文字を省略します。
7	出力項目の情報の追加	エラーに関係する出力項目の情報を1行追加する。
8	明細の出力順変更	明細の出力順を変更する。 変更前: 到達番号(※1)→サービス提供年月→都道府県等/市町村番号→受給者証番号 →様式→レコード→エラーコード→バッチ番号(※2)→整理番号(※3)→レコード種別連番 変更後: サービス提供年月→都道府県等/市町村番号→受給者証番号→種別(※4) →整理番号(※3)→レコード1→サービス種類1→エラーコード→レコード種別連番 ※1 請求明細書や実績記録票等の様式単位に発番 ※2 事業所から送付された請求情報CSVファイル単位に発番 ※3 システム内部保持項目(伝票単位に発番) ※4 請求明細書→計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書 →サービス提供実績記録票→利用者負担上限額管理結果票→請求書の順番で出力
9	レコード種別名称による出力順変更	明細の(上段の)「レコード種別名称」による出力順を変更する。 (変更内容は審査エラーリストと同様)
10	1ページに表示する明細行数の変更	表示内容の追加に伴い、1ページに表示する明細行数を14行から9行に変更する。
11	改ページ単位の変更	改ページの単位を変更する。 変更前: データ種別区分(※5)、事業所番号、明細行 変更後: データ種別区分、事業所番号、到達番号、入力ファイル名、明細行 ※5 障害福祉サービス→地域生活→障害児支援の順で出力

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ⑤. 一次審査結果資料の作成

#### ③一次審査処理結果票(旧:点検処理結果票)レイアウト

(ID:R11002) 障害者総合支援	<b>一次審査処理結果票</b>			平成30年 6月10日	1頁
				〇〇〇国民健康保険団体連合会	
平成30年 6月受付分				エラー・警告件数	
到達番号	201806100000000000	入力ファイル名	20180610000.csv	障害福祉サービス費	3件
事業所番号	1310000011	事業所名	事業所A		

種別※1/コード	エラー内容※2				項目値1	項目値2	補足1	補足2
サービス提供番号	市町村番号	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1	項目値2	補足1	補足2	
明	PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	項目名称2	項目値1	項目値2	補足1	補足2	
平成30年 4月	131016	請求明細書	22	明細	決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	
	1300000200							
明	PP14	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています	項目名称1	項目値1	項目値2	補足1	補足2	
平成30年 4月	131016	請求明細書	22	明細	決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	
	1300000200							
明	PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	項目名称1	項目値1	項目値2	補足1	補足2	
平成30年 4月	131016	請求明細書	22	集計	サービス種類コード	22	生活介護	
	1300000200							

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

1. 帳票タイトルの変更

2. 改ページ単位情報のヘッダ部への移動

3. 見出しの変更

4. 様式名称の出力

5. サービス種類コード等の追加

6. 補足の追加

7. 出力項目の情報の追加

エラー内容の表示

9. レコード種別名称による並び順変更

8. 明細の出力順変更

10. 1ページに表示する明細行数の変更

11. 改ページ単位の変更

## 2. 審査支払事務の実施に向けたサービス提供事業所への対応について

### ⑤. 参考: 現行の市町村等審査用資料等のレイアウト - 点検処理結果票(事業所)

(ID:RT1002)

障害者総合支援

#### 点検処理結果票

平成25年12月受付分

平成25年12月10日

1頁

〇〇〇国民健康保険団体連合会

事業所番号	1310000011
事業所名	事業所A

障害福祉サービス費

エラー・警告件数	1
----------	---

到達番号	入力 ファイル名	サービス 提供年月	都道府県等/ 市町村番号	受給者証番号	様式※ レコード	項目名称	項目値	エラー コード	エラー内容
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 基本	市町村番号	13016	EE02	受付:市町村台帳に該当の市町村情報 が無効又は存在しません
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 集計	サービス種類コード	93	EK24	受付:集計情報に一致するサービス が明細情報に存在しません
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 明細	サービスコード	991111	EE07	受付:単位数表に該当のサービスコ ードが存在しません
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 明細	サービスコード	991111	EE31	※受付:明細情報に一致するサービ ス種類が日数情報に存在なし
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 明細	サービスコード	991111	EE36	受付:明細情報に一致するサービ ス種類が集計情報に存在しません
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 集計	1割相当額/給付率に 基づく・請求額	316750	EN06	資格:給付率に基づく請求額の計算 値が不正です
	J11_20131210_1310000011_1 39995_000000000268956.csv	平成25年11月	131016	1315832001	J12 集計	利用者負担額②	128500	EN07	資格:給付率に基づく利用者負担額 ②の計算値が不正です

エラー内容が「※」で始まるものは「警告」です

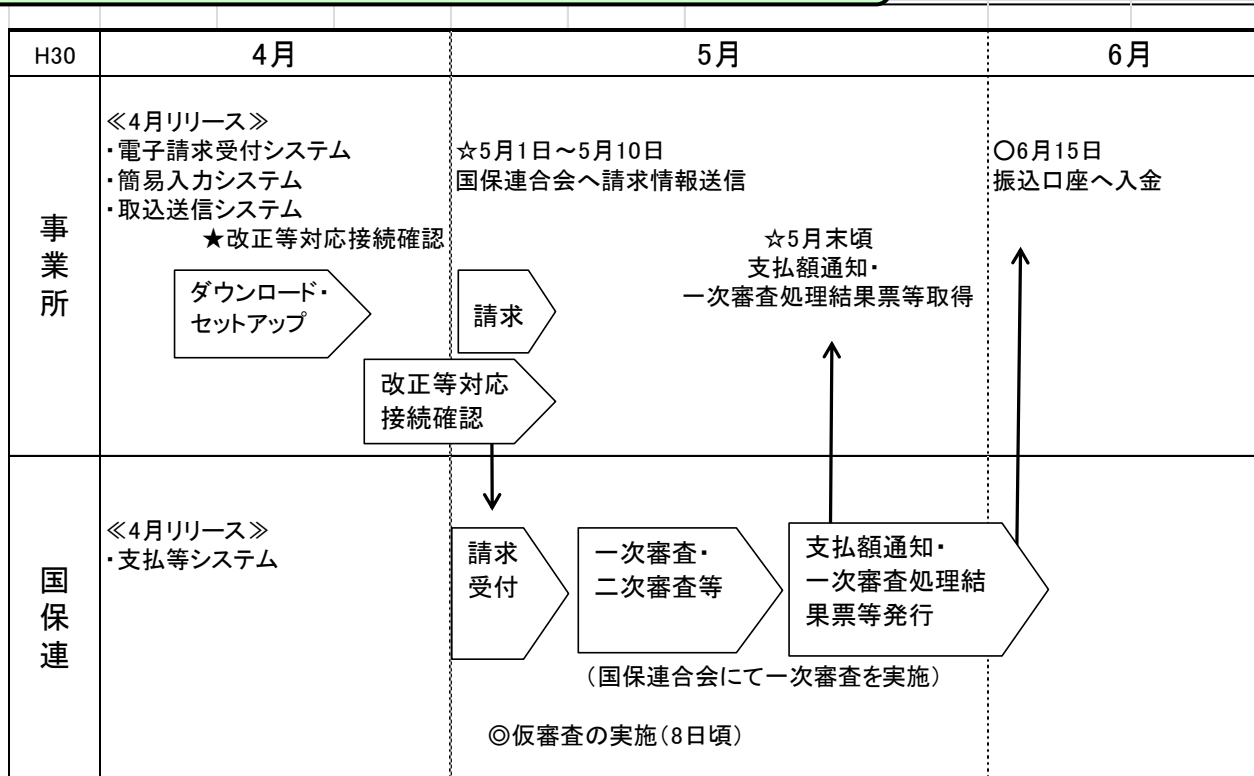
※ J11・・・請求書、J12・・・請求明細書、J13・・・請求明細書(GH・CH)、J14・・・請求明細書(地域相談)、J21・・・請求書(特例)、  
J22・・・請求明細書(特例)、J31・・・計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、J32・・・計画相談支援給付費請求書(特例)、  
J41・・・利用者負担上限額管理結果票、J61・・・サービス提供実績記録票

### 3. 今後の主なスケジュールについて



### 3. 今後の主なスケジュールについて

#### 平成30年4月以降のスケジュールについて(事業所)



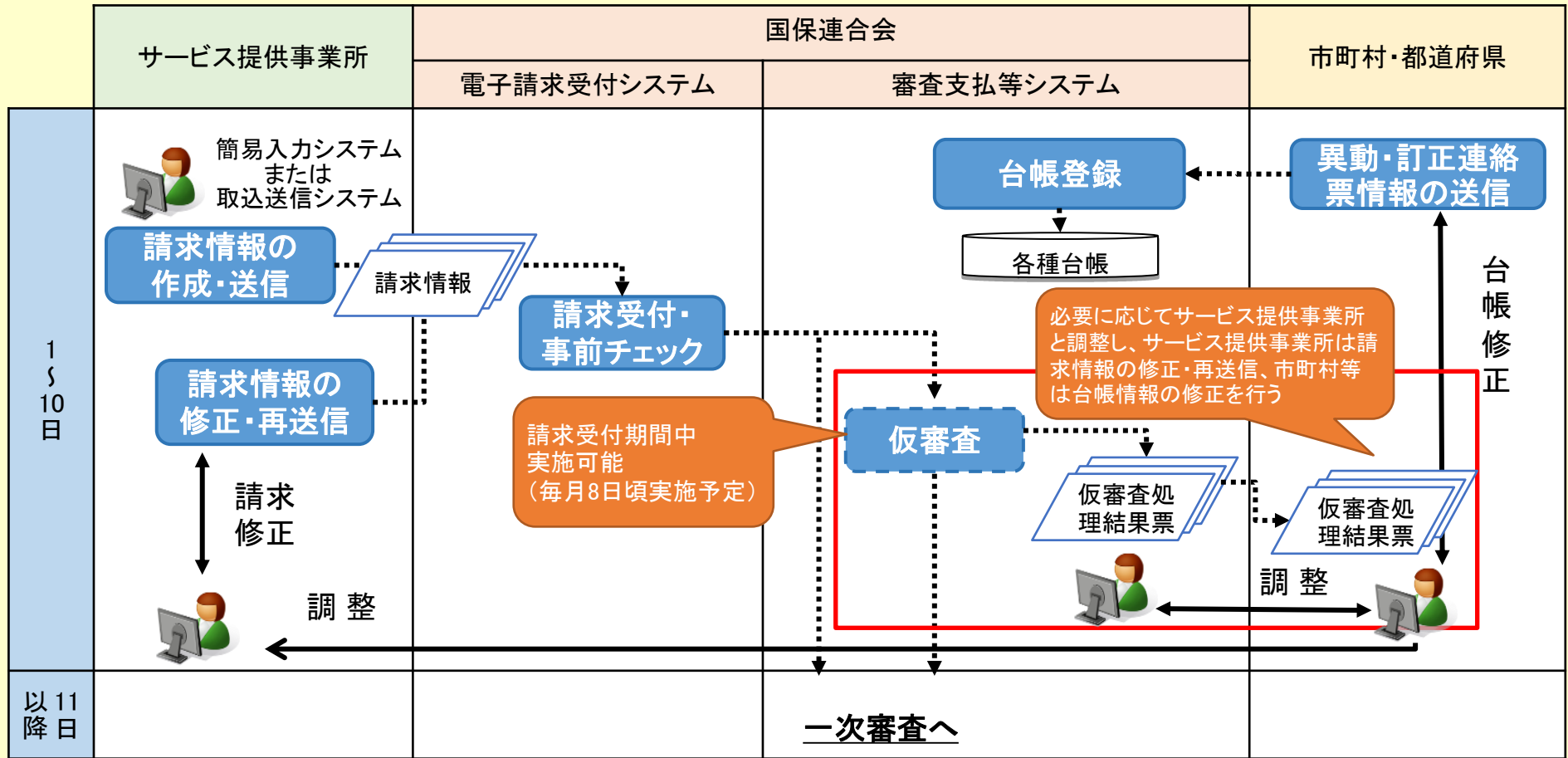
平成30年度の改正に対応した接続確認は4月リリース分の適用以降に可能となります。

#### 【留意事項】

- ★ 4月に連合会側システムについてもシステム対応いたします。  
4月リリース適用後にテスト請求(接続確認)を実施いただくことで、改正に対応した接続試験(取込点検及び受付点検)を行うことが可能となります。
- ◎ 仮審査を毎月8日頃に実施しておりますので、早めの請求送信を推奨いたします。
- ☆ 支払額通知等は一度取得されると3ヶ月で消滅します。必ずデータの保存をお願いいたします。
- 指定口座へ振り込まれます。

### 3. 今後の主なスケジュールについて

#### 仮審査にかかる運用イメージ



○ 鳥取県国保連合会では仮審査は毎月8日頃の実施を予定

仮審査の結果、県・市町村等から確認があったサービス提供事業所は、請求受付期間(毎月1日～10日)であれば「電子請求受付システム」より請求データの取下げ依頼が可能。(取下げは送信ファイル単位で可能)

取下げ完了を確認後、修正した請求情報を再送信することで請求データの修正が可能となる。※重複の場合エラーとなる。仮審査の対象は実施時点で到着分の請求データとなる。

## 4. 請求取下げ依頼について

## 4. 請求取下げ依頼について

### 請求取下げ依頼手順 ①～③

請求受付期間内に、送信した請求情報に不備があることが判明した場合、受付期間内(1日～10日)であれば請求情報の取下げ処理を事業所側で何度でも行うことができます。(電子請求受付システムのログイン後の画面で実施)

また、請求取下げ完了の確認後であれば、請求ファイルの再送信も受付期間内(1日～10日)であれば可能です。

①《メインメニュー》より「お問い合わせ」をクリックします。

②【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細」をクリックします。

③【請求情報詳細】画面が表示されるので「到達番号」、「到達日時」より取下げしたい請求ファイルであるかを確認し、「取下げ」をクリックします。

提供年月	請求書種名	件数
2008/12	介護給付費等請求書情報	1
2008/12	介護給付費等明細書情報	5
2008/12	サービス提供実績記録票情報	5

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
131111111	請求事業所A	2008/01	○	-	到達	詳細
131111111	請求事業所A	2008/12	○	○	到達	詳細
131111111	請求事業所A	2008/11	○	-	-	詳細
131111111	請求事業所A	2008/10	○	-	エラー	詳細

## 4. 請求取下げ依頼について

### 請求取下げ依頼手順 ④～⑥

④【送信確認】画面が表示されるので、内容を確認し、“送信”をクリックすると、取下げ依頼内容が送信されます。

⑥再度、①～②の作業を行い、取下げ依頼を行った請求の【請求情報詳細】画面を表示し、《取扱状況》《お知らせ》欄より請求取下げ依頼結果を確認します。  
※取下げが承認されると、送信した請求情報は無効となります。  
請求情報を送信する必要がある場合、再度、請求情報を送信してください。

請求情報一覧	請求書種別	件数
2008-12	介護給付費等請求書情報	1
2008-12	介護給付費等明細書情報	5
2008-12	サービス提供実績記録票情報	5

【処理終了】画面が表示されるので、取下げ依頼の結果(承認/否認)については、後でお知らせにて通知されます。  
※メールアドレスを登録している場合のみメールでも通知されます。

⑤ **終了** をクリックすると、【請求情報詳細】画面に戻ります。

到達番号	到達日時
139998200901050002	2009/01/05 10:00

取扱状況: 到達  
取下げ済み

お知らせ: 2009年01月06日 取下げ依頼が承認されました。  
2009年01月06日 取下げが依頼されました。

## 5. 過誤処理について

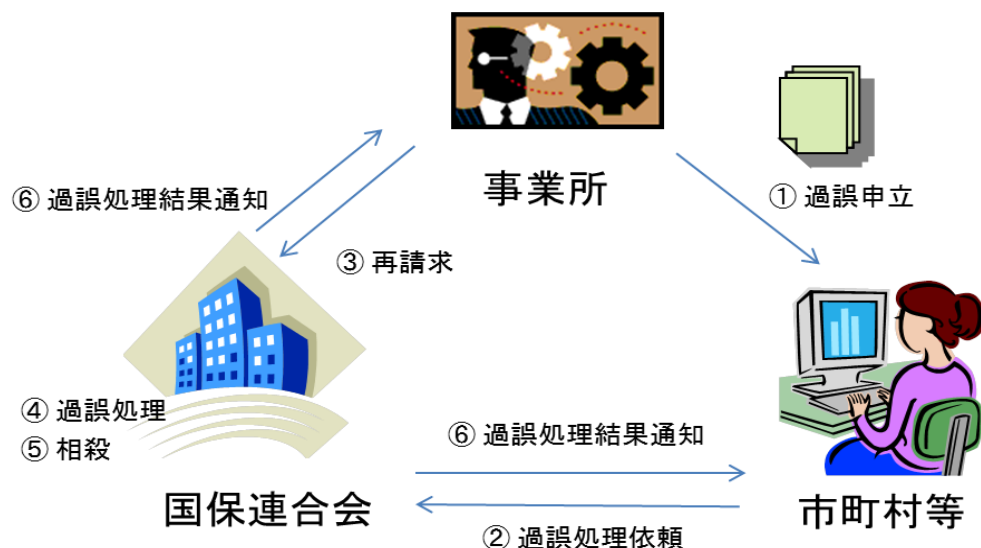
## 5. 過誤処理について

### 過誤処理の流れについて

支払が確定した請求明細書に誤り(請求洩れ、一部変更等)が生じ、修正を行う場合、事業所は過誤申立を市町村等に行い、市町村等は国保連合会へ過誤依頼データを送信します。

国保連合会は市町村等からの過誤依頼データと事業所からの再請求を含めた請求情報を受領し、支払の確定した請求明細書の取り下げと再請求分の支払額の確定といった調整処理を行います。

#### ～過誤処理の流れ～



①事業所は市町村等に過誤(請求取下げ)を依頼

②市町村は過誤申立情報を基に過誤依頼データを作成し、連合会に送信(伝送)

③事業所は過誤該当の請求明細書を国保連合会へ再請求(伝送)

※この際、当月請求分と再請求分は併せて送信可能。【同月過誤】

④国保連合会は市町村等からの過誤依頼データにより過誤(請求取下げ)処理を実施

⑤③にて請求された当月分の請求金額にて④の過誤処理分の金額を相殺し、事業所支払額を決定

⑥国保連合会は過誤処理結果を事業所、市町村等に通知

## 5. 過誤処理について 【パターン① 通常過誤について】

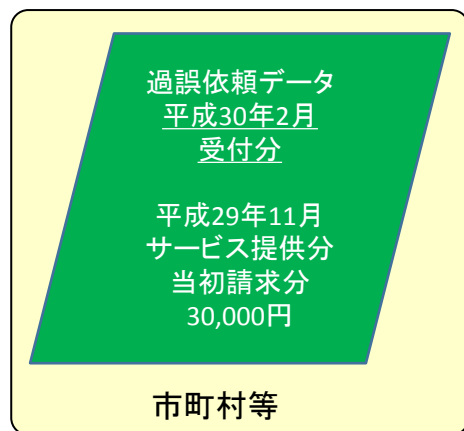
### パターン①（通常過誤）

（A事業所の平成30年2月請求の例）

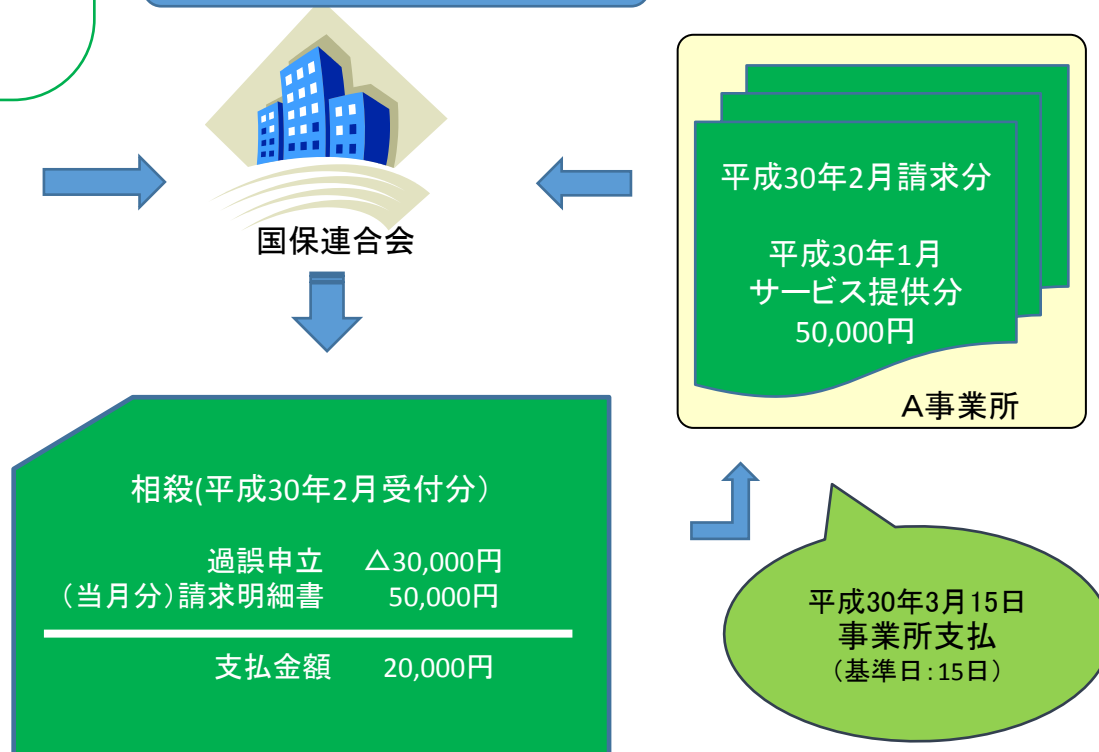
平成30年1月サービス提供分（当月分）5万円を  
平成30年2月1日～10日の請求期間内に請求送信。

（市町村の平成30年1月分の処理まで）

市町村等は事業所の申請に基づき  
平成29年11月サービス提供分の過誤データを作成し、  
平成30年2月9日までに国保連合会へ送信。



国保連合会にて相殺処理を実施





## 5. 過誤処理について【パターン② 未調整過誤について】

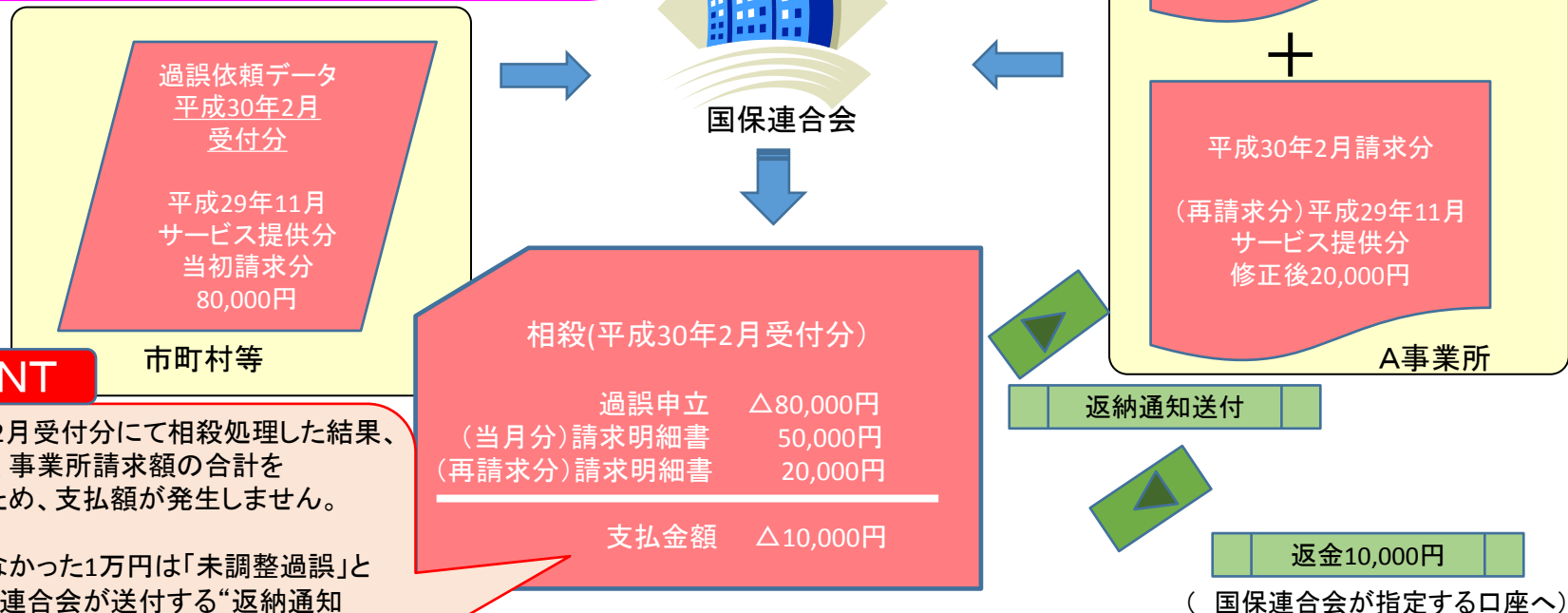
### パターン②（未調整過誤）

#### （A事業所の30年2月請求の例）

- ・平成30年1月サービス提供分（当月分）5万円
  - ・平成29年11月サービス提供分（再請求分）2万円
- を平成30年2月1日～10日の期間内に請求送信

#### （市町村の平成30年2月分の処理）

市町村等は事業所の申請に基づき  
平成29年11月サービス提供分の過誤データを作成し、  
平成30年2月9日までに請求送信。



### POINT

平成30年2月受付分にて相殺処理した結果、  
過誤額が、事業所請求額の合計を  
上回ったため、支払額が発生しません。

相殺できなかった1万円は「未調整過誤」と  
なり、国保連合会が送付する“返納通知  
書”にて事業所より国保連合会へ返金いた  
だく必要が生じます。

## 5. 過誤処理について 【パターン③ 同月過誤について】

### パターン③（同月過誤）

#### （A事業所の平成30年2月請求の例）

- ・平成30年1月サービス提供分（当月分）5万円
  - ・平成29年11月サービス提供分（再請求分）2万円
- を平成30年2月1日～10日の期間内に請求送信。

#### （市町村の平成30年2月分の処理）

市町村等は事業所の申請に基づき平成29年11月サービス提供分の過誤データを作成し、平成30年2月9日までに国保連合会へ送信。

過誤依頼データ  
平成30年2月  
受付分

平成29年11月  
サービス提供分  
当初請求分  
**60,000円**

市町村等

### POINT

平成30年2月請求分（平成30年1月サービス提供分＋平成29年11月サービス提供分）の7万円を上回らないよう過誤申立金額を調整したため、支払額が過誤額を上回り、未調整過誤が発生しません。

国保連合会にて相殺処理を実施

国保連合会

相殺（平成30年2月受付分）

過誤申立 （当月分）請求明細書	△60,000円 50,000円
（再請求分）請求明細書	20,000円
<b>支払金額</b>	<b>10,000円</b>

平成30年2月請求分

平成30年1月  
サービス提供分  
50,000円

+

平成30年2月請求分

（再請求分）平成29年11月  
サービス提供分  
修正後20,000円

A事業所

平成30年3月15日  
事業所支払  
（基準日：15日）

### ～過誤調整にあたっての留意事項～

- 同月過誤を行う場合、必ず市町村等と連絡調整をした上で過誤再請求を行ってください。  
過誤データと再請求データの受付月が異なってしまった場合、再請求が先の場合、請求明細書に重複エラーが生じます。  
過誤処理が先の場合、未調整過誤が生じる可能性があります。
- 加算の請求もれ等、請求明細書の一部内容変更の場合でも、差額分のみの調整等はできません。  
また、1枚の請求明細書で複数サービスがある場合も全てのサービスが過誤処理の対象となります。
- 請求明細書を過誤した場合、提供実績記録票も過誤処理されます。  
この場合、請求明細書と提供実績記録票の両方の送信が必要となります。

## 5. 過誤処理について

### 参考：過誤に伴う請求情報等の取扱いについて

指定事業者等が提出した請求情報については、国保連合会における点検及び市町村(障害児支援の場合は、都道府県等)における審査により、内容に誤り等があった場合、「返戻(差し戻し)」となり、「返戻等一覧表」(請求明細書、計画相談支援給付費等請求書、サービス提供実績記録票、または利用者負担上限額管理結果票で「返戻」となったものをお知らせする帳票)が通知されます。(すべての請求情報が正当となった場合、「返戻等一覧表」は通知されません。)

指定事業者等は、提出した請求情報が返戻となった場合、その内容について確認を行い、請求情報を修正し国保連合会に再請求を行います。

指定事業者等	指定相談支援事業者	警告の場合	過誤	返戻の場合
請求明細書情報 サービス提供実績記録票情報	請求明細書情報 サービス提供実績記録票情報	警告エラーの出ている状態で請求明細書情報、サービス提供実績記録票情報が確定した(支払を受けた)場合、修正の際は過誤申立を市町村へ行います。 この場合、サービス提供実績記録票情報のみの過誤処理はできません。	○ 請求明細書情報の過誤処理が可能	返戻となった請求明細書情報を修正し、再送する場合には、サービス提供実績記録票情報を合わせて提出する必要があります。(※1) サービス提供実績記録票情報のみが返戻となった場合には、サービス提供実績記録票情報のみを修正し、提出します。
—	サービス利用計画作成費請求書情報 計画相談支援給付費請求書情報 障害児相談支援給付費請求書情報	警告エラーの出ている状態で、サービス利用計画作成費請求書情報等が確定した(支払を受けた)場合、修正の際は過誤申立を市町村へ行います。	○ サービス利用計画作成費請求書情報 計画相談支援給付費請求書情報 障害児相談支援給付費請求書情報の過誤処理が可能	サービス利用計画作成費請求書情報、計画相談支援給付費請求書情報及び障害児相談支援給付費請求書情報の修正については、返戻となった受給者の明細情報を修正し、返戻となった受給者の明細情報のみを再提出してください。 返戻となっていない受給者の明細情報を含めて再提出した場合は、既に支払決定されているため、点検処理で重複エラーとなります。
利用者負担上限額管理結果票情報	利用者負担上限額管理結果票情報	警告エラーの出ている状態で利用者負担上限額管理結果票情報が確定した(支払を受けた)場合、修正の際は、「区分」を『修正』に変更して再度提出を行います。	× 利用者負担上限額管理結果票情報は過誤処理できません。	上限額管理事業所であり、かつ利用者負担上限額管理結果票が返戻となった場合に、提出する必要があります。 返戻となった場合は『区分』を“新規”のまま再請求として提出します。

(※1) 請求明細書情報が返戻となった場合、サービス提供実績記録票情報も返戻となります。

電子請求受付システムヘルプデスク

○ 電子請求受付システム／簡易入力システム／取込送信システム についてのお問合せ

TEL : 0570-059-403  
FAX : 0570-059-433  
E-mail : mail@support-e-seikyuu.jp



【受付時間】

○請求期間(毎月1～10日)

平日 10:00～19:00 / 土曜日 10:00～17:00

※請求期間中に受付を行う詳細な日時については、電子請求受付システムの「お知らせ」をご参照ください。

○請求期間以外(毎月11～月末)

平日 10:00～17:00 ※土・日・祝日の受付は行いません

電子請求受付システムのアドレス(URL:Uniform Resource Locator)

(電子請求受付システムの総合窓口) <http://www.e-seikyuu.jp/>

鳥取県国民健康保険団体連合会

○ その他、ご請求に関するお問合せ

鳥取県国民健康保険団体連合会 審査課 介護・障がい係

TEL : 0857-20-3679